

平成25年6月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

### 中学校給食にかかる就学援助費について

中学校給食にかかる就学援助費、特別支援教育就学奨励費（特別支援学級分）につきましては、全校で中学校給食を実施していない状況において適用することは、公平性の観点から課題があるとの意見を踏まえて適用外としておりましたが、全校で中学校給食が実施となる平成25年9月喫食分（7月10日から申込受付開始分）より、適用することといたしました。

ただし、本市においては、現役世代への重点投資として、中学校給食の実施や学校の空調機等の設置、塾代助成、乳幼児医療助成の拡充など、多額の税を投入していることから、中学校給食にかかる就学援助費支給の対象は実費相当額の2分の1の額、特別支援教育就学奨励費（特別支援学級分）は実費相当額の4分の1の額としております。

就学援助費等の支給につきましては、給食のお申込み時に、給食費を一旦全額お支払いいただき、後日、納付状況を確認の上、就学援助費については実費の2分の1、特別支援教育就学奨励費（特別支援学級分）については実費の4分の1の額を支給することになります。

なお、中学校給食にかかる生活保護費（教育扶助）につきましては、全額支給対象でありますことを申し添えます。

#### ＜お問合せ先＞

○中学校給食全般に関すること

　　大阪市教育委員会事務局 学校保健担当

　　電話：06-6208-9158

○就学援助費の認定及び支給に関すること

　　大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター

　　事務管理担当（就学援助）

　　電話：06-6575-5654